及び非常勤職員を除く。）を採用した特定被災地方公共団体である県について、当該職員のうち、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 17 条、第 28 条の 4 第 1 項及び第 28 条の 6 第 1 項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条及び第 4 条に規定する職員であつて、各年度の 4 月 1 日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅱ

$B = -0.182 \times c + 19.2$

算式Ⅱの符号

c　一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項別表第 1 のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて平成 30 年 4 月 1 日現在におけるもの

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅲ

$C = -0.172 \times d + 17.2$

算式Ⅲの符号

d　平成 26 年から平成 30 年までの各年の 4 月 1 日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅳ

$D = (f - e) \div \{e \times (-0.168)\}$

$(f - e) \div e$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。